

特許係争の実務

大野総合法律事務所

弁護士・ニューヨーク州弁護士・弁理士 大野 聖二

第52講 国際裁判管轄（その2）

第5 国際特許係争と国際裁判管轄の問題点

1 はじめに

特許権は、国家により付与された権利であり（主権的側面）、その効力は、日本の主権の及び地理的範囲に限られる（属地主義）という特殊性があり、かかる特殊性を勘案して国際裁判管轄が認められるかどうかを検討する必要があるとされる。

そこで、以下、国際係争特許事件において、国際裁判管轄が問題となる状況を鳥瞰する。

2 外国特許権侵害と国際裁判管轄

侵害主張の対象が外国特許権であるという理由で、国際裁判管轄が否定されるかどうかは、かつては学説上の争いがあった。

否定説は、「外国でその国の工業所有権を侵害した者の責任を他の国の裁判所で追求できるか、という問題である。我が国ではこの問題は属地主義の結果として否定される」とし、属地主義を根拠として、国際裁判管轄を否定するとされていた¹。この見解は、属地主義の内容として、特許権の行使も含めて理解し、特許権の行使は、日本の主権の及び地理的範囲に限られるとするものである。

しかし、属地主義の内容として、特許権の行使まで含まれるものではなく、属地主義というだけで、外国特許権侵害事件の国際裁判管轄が否定されるものではない。

東京地裁平成15年10月16日〔サンゴ砂事件〕²は、「被告は、特許権については属地主義が適用されることを挙げて、上記の各請求に係る訴えについては、我が国の国際裁判管轄が否定される旨を主張する。しかしながら、特許権の属地主義の原則とは、各国の特許権が、その成立、移転、効力等につき、当該国の法律によって定められ、特許権の効力が当該国の領域内においてのみ認められることを意味するものであり（最高裁判平成7年（オ）第1988号同9年7月1日第三小法廷判決・民集51巻6号2299頁）、特許権の実体法上の効果に関するものであって、特許権に関する訴訟の国際裁判管轄につき言及するものではない。特許権に基づく差止請求は、私人の財産

1 豊崎光衛『工業所有権法（新版・増補）』（1980）37頁。

2 判時1874号23頁、判タ1151号109頁。